

## サービス付き高齢者向け住宅運営にあたっての届出等と留意事項【熊本市】

### 1. 法令等の遵守

---

運営に当たっては、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「高齢者住まい法」という。）、同法施行令、同法施行規則を遵守してください。

※なお、老人福祉法の規定に基づく有料老人ホームに該当する施設の場合には老人福祉法 特定施設入居者生活介護の指定を受けている又は指定介護サービス事業所が併設されている場合には介護保険法その他関係法令を遵守してください。

※事業開始後、法令等に違反することが明らかになった場合には、立入検査等を実施し、厳正に対処します。

### 2. 各種届出の提出について

---

下記に該当する場合は、熊本市への届け出等が必要です。

詳細は熊本市ホームページ「サービス付き高齢者向け住宅について」をご覧ください。

#### ①登録の変更

登録済みのサービス付き高齢者向け住宅事業において、登録事項又は登録申請の際に必要な添付書類の記載事項に変更があったときは、変更があった日から30日以内に届出が必要です。

#### ②登録の更新

登録事業者は、最初に登録した日から5年ごとに登録の更新を行う必要があります。

※登録の更新の際にも登録申請時と同じ書類及び手数料が必要です。

#### ③廃業等の届出

登録事業者は、登録済みのサービス付き高齢者向け住宅事業を廃止しようとするとき又は登録事業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散しようとするときは、その日の30日前までにその旨を届け出ることが必要です。

### 3、報告について

---

下記に該当する場合は、熊本市への報告が必要です。

詳しくは、「熊本市サービス付き高齢者向け住宅に関する報告、検査等実施要項」をご覧ください。

#### ①定期報告

毎年4月1日時点のサービス付き高齢者向け住宅の登録事項等についてサービス付き高齢者向け住宅定期報告書（様式第2号）により、毎年5月末までに報告をお願いします。

#### ②事故報告

サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生したときは、直ちに当該事故の内容について報告をお願いします。

#### 提出が必要な場合

- ・サービス提供による利用者の事故等

※事業者側の過失や責任の有無に関らず、利用者が死亡又は医療機関での治療を要する程度の状態に至ったもの（骨折、縫合術を要する切創、誤飲・誤嚥、誤薬投与等）を原則とする

- ・食中毒、感染症の集団発生

※併せて、保健所にも報告すること。罹患者が職員のみの場合も要報告

- ・火災・震災・風水害等により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、サービス付き高齢者向け住宅の運営に重大な影響のあるもの。

- ・従業員の不祥事等により、利用者の処遇に影響があるもの。

（利用者・家族等の個人情報漏洩、預かり金の紛失・盗難、送迎サービス中の交通事故等）

※利用者等に怪我・具体的な被害が無かった場合でも要報告

#### 4、介護保険サービス事業所と併設する場合等の留意点について

---

- ・併設事業所・系列事業所等、特定の事業所利用を入居条件
  - ・利用者の自由な選択により、介護保険のサービスを提供することになります。併設事業所・系列事業所等の特定の事業所からのサービス利用を強要したり、特定の事業所以外のサービス利用を制限してはいけません。
  - ・サービス付き高齢者向け住宅が行う介護サービスの範囲と費用を明確にしてください。また、勤務表については次の点に注意し、管理を行ってください。
    - ・サービス付き高齢者向け住宅等の職員、訪問介護事業所の訪問介護員又は通所介護事業所の従業員等を兼務する場合は、あらかじめそれぞれの勤務時間を明確に区分すること。
    - ・その方法は、1日単位、半日単位、時間単位等、いずれでもかまわない。
    - ・それぞれの勤務時間の実績を記載して、人員基準を満たしているかどうかを確認すること。
- ※特に、訪問介護事業所のサービス提供責任者及び通所介護事業所の生活相談員は、介護保険の指定基準において、勤務時間の要件がありますので、ご注意ください。

#### 5、参考 URL

---

- 熊本市ホームページ「サービス付き高齢者向け住宅について」
- サービス付き高齢者向け住宅 情報提供システム

#### 6、提出・問い合わせ先

---

【提出先】 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号  
熊本市都市建設局住宅部 住宅政策課

【問い合わせ】 ・サービスに関する以外  
熊本市 住宅政策課 (本庁舎9階)  
TEL：096-328-2438/FAX：096-359-6978

・サービスに関すること  
熊本市 介護保険課 介護事業指導室 (本庁舎10階)  
TEL：096-328-2793/FAX：096-327-0855